

平成18年5月18日

各 位

会社名 ミズノ株式会社
(登記社名 美津濃株式会社)
代表者名 取締役社長 水野正人
コード番号 8022 東証・大証 第一部
問合せ先 取締役 経理財務担当 福本大介
(TEL 06 - 6614 - 8465)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月28日開催予定の第93回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、新たに定款に規定が必要となる事項についての条文の新設、並びに用語及び引用条文の変更を行うものです。
- (2) 「会社法」及び法務省令において、定款の定めによる株主総会参考書類等のインターネット開示、取締役会の書面決議が認められること等に伴い、それぞれ株主の皆様の利便性の向上、取締役会の機動的な運営を図るため、これらに関する必要な規定の新設を行うものです。また、経営に対し期待される役割を十分発揮できるよう、取締役、監査役、会計監査人に対する責任免除に関する規定の新設を行うものです。
- (3) その他、字句の統一及び上記変更に伴う条数の整備等を行うものです。

2. 変更の内容

別紙のとおりです。

- (注) 本定款変更については、平成18年6月28日開催予定の第93回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決された後に効力が発生いたします。

以 上

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則 (新設)</p> <p>第 4 条 (条文省略)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 (会社が発行する株式の総数) <u>本会社の発行する株式の総数はこれを 2 億 9 千 6 百万株とする</u> <u>ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる</u></p> <p>第 6 条 (自己株式の取得) <u>本会社は商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる</u></p> <p>第 7 条 (1 単元の株式の数) <u>本会社の 1 単元の株式の数は 1,000 株とする</u></p> <p>第 8 条 (単元未満株券の不発行) <u>本会社は 1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という) に係る株券を発行しない</u></p> <p>第 9 条 (単元未満株式の買増請求) <u>本会社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる</u> <u>ただし、本会社が当該請求にかかる株式を保有していない場合はこの限りではない</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 4 条 (機 関) <u>本会社は取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く</u></p> <p>第 5 条 (現行定款第 4 条のとおり)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (会社が発行する株式の総数) <u>本会社の発行可能可能株式総数は 2 億 9 千 6 百万株とする</u> (削除)</p> <p>第 7 条 (自己株式の取得) <u>本会社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる</u></p> <p>第 8 条 (1 単元の株式の数) <u>本会社の単元株式数は 1,000 株とする</u></p> <p>第 9 条 (単元未満株券の不発行) <u>本会社は単元未満株式に係る株券を発行しない</u></p> <p>第 10 条 (単元未満株式の買増請求) <u>本会社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる</u> <u>ただし、本会社が当該請求に係る株式を保有していない場合はこの限りではない</u></p> <p>第 11 条 (単元未満株式についての権利) <u>本会社の株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない</u> <u>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株引受権の割当てを受ける権利</u> <u>4. 前条に規定する請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 (名義書換代理人) <u>本公司は株式につき名義書換代理人を置く</u> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する</u> <u>本公司の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り及び売渡し、株券喪失登録、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ本公司においてはこれを取扱わない</u></p> <p>第11条 (株式取扱規則) <u>本公司の株券の種類及び株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取り及び売渡し、株券喪失登録、その他株式に関する事項については取締役会の定める株式取扱規則による</u></p> <p>第12条 (基準日) <u>本公司は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする</u> <u>前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要のある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (新設)</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p>	<p>第12条 (株式名簿管理人) <u>本公司は株式につき株式名簿管理人を置く</u> <u>株式名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、公告する</u> <u>本公司の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成及び備え置きその他株式及び新株予約権に関する事務は株式名簿管理人に委託し、本公司においては取扱わない</u></p> <p>第13条 (株式取扱規則) <u>本公司の株券の種類並びに株式及び新株予約権に関する取扱い、その他株式に関する事項については取締役会の定める株式取扱規則による</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 (基準日) <u>本公司は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする</u> <u>前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要のある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる</u></p> <p>第15条～第16条 (現行定款第13条～第14条のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条（株主総会の決議方法） 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第16条（議決権の代理行使） 株主は本会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる この場合には株主総会ごとに代理権を証する書面を本会社に提出しなければならない</p> <p>第17条（株主総会の議事録） <u>株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を、議事録にこれを記載し議長及び出席した取締役が記名捺印して、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条（取締役の員数） 本会社の取締役は<u>18名以内</u>とする</p> <p>第19条（取締役の選任） 取締役は株主総会においてこれを選任する 取締役の選任については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを決する</u> 取締役の選任については、累積投票によらないものとする</p> <p>第20条（取締役の任期） 取締役の任期は就任後<u>1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の<u>ときまで</u>とする</p> <p>第21条 （条文省略）</p>	<p>第17条（株主総会の決議方法） 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する <u>会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う</u></p> <p>第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる</u></p> <p>第19条（議決権の代理行使） 株主は本会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる この場合には株主総会ごとに代理権を証する書面を本会社に提出しなければならない</p> <p>第20条（株主総会の議事録） <u>株主総会における議事の経過の要領及び結果を、議事録に記載し、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第21条（取締役の員数） 本会社の取締役は<u>12名以内</u>とする</p> <p>第22条（取締役の選任） 取締役は株主総会の決議によって選任する 取締役の選任については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u> 取締役の選任については、累積投票によらないものとする</p> <p>第23条（取締役の任期） 取締役の任期は選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の<u>時まで</u>とする</p> <p>第24条 （現行定款第21条のとおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条（報 酬） 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める</p> <p>第23条～第26条 （条文省略） （新設）</p> <p>第27条 （条文省略） （新設）</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条 （条文省略）</p> <p>第29条（監査役の選任） 監査役は株主総会においてこれを選任する 監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを決する</p> <p>第30条（監査役の任期） 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする ただし、補欠のため選任された監査役の任期は前任者の残任期間と同一とする</p> <p>第31条（常勤監査役） 監査役は互選により、常勤監査役を定める</p>	<p>第25条（報 酬） 取締役の報酬その他の職務執行の対価として本公司より受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める</p> <p>第26条～第29条 （現行定款第23条～第26条のとおり）</p> <p>第30条（取締役会の決議の省略） 取締役会の決議の目的事項に係る提案について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない</p> <p>第31条 （現行定款第27条のとおり）</p> <p>第32条（取締役の責任免除） 本公司は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）の同法第423条第1項の責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第33条 （現行定款第28条のとおり）</p> <p>第34条（監査役の選任） 監査役は株主総会の決議によって選任する 監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する</p> <p>第35条（監査役の任期） 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする （削除）</p> <p>第36条（常勤監査役） 監査役会は監査役の中から常勤監査役を選定する</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第37条 (補欠の監査役の予選の効力) <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時総会の開始の時までとする</u> <u>前項の補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</u> <u>但し、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない</u></p>
<p>第32条 (報 酬) <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める</u></p>	<p>第38条 (報 酬) <u>監査役の報酬その他の職務執行の対価として本会社より受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議をもって定める</u></p>
<p>第33条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第39条～第41条 (現行定款第33条～第35条のとおり)</p>
(新設)	<p>第42条 (監査役の責任免除) <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)同法第423条第1項の責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる</u> <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額とする</u></p>
(新設)	<p>第6章 会計監査人</p>
(新設)	<p>第43条 (会計監査人の選任) <u>会計監査人は株主総会によって選任する</u></p>
(新設)	<p>第44条 (会計監査人の任期) <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u> <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす</u></p>
(新設)	<p>第45条 (会計監査人の選任) <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める</u></p>
(新設)	<p>第46条 (会計監査人の責任免除) <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は金6,000万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第36条（営業年度及び決算期） <u>本会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする</u></p> <p>第37条（利益配当） <u>利益配当金は毎決算期現在における最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者にこれを支払う</u></p> <p>第38条（中間配当） <u>本会社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に中間配当金として金銭の分配を行うことができる</u></p> <p>第39条（除斥期間） <u>利益配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れるものとする</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第47条（事業年度） <u>本会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする</u></p> <p>第48条（剰余金の配当） <u>本会社は株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し期末配当を行う</u></p> <p>第49条（中間配当） <u>本会社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる</u></p> <p>第50条（除斥期間） <u>剰余金の配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる</u></p>